

認証基準関係

No	質問	回答
1	【基準1関係】 発熱等がある場合は入場しないよう表示するとありますが、利用者の健康状態の確認は、どのように行えばよいですか。	従業員による口頭での確認のほか、入場の際、非接触型体温計を利用した検温などが考えられます。
2	【基準1.5.15関係】 マスク着用についての記載が削除されますが、今後マスク着用について利用者にどのように呼びかければよいですか。	マスク着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本としており、事業者から利用者や従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はありません。 ただし、感染対策上又は事業上の理由等により、事業者が利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されます。 (例) ・感染対策上又は事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること ・客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、利用者に対し、マスクの着用を求めること
2	【基準3関係】 順番待ちの誘導・表示は、床にテープを貼らなくてもよいですか。	テープが貼ってなくても問題はありますが、張り紙の表示または順番待ちが発生した場合には、適切に誘導するよう従業員の方々に周知されていることを確認します。
3	【基準3】 来店者同士が触れ合わない程度の間隔とありますが、来店者とは個人単位でしょうか。それとも家族やグループ単位でしょうか。	家族やグループ単位で間隔を取るようしてください。
4	【基準7関係】 顔が向き合わない背中合わせの場合も、最低1m以上、人との距離を開けることやパーティション等の設置は必要ですか。	顔を見合わせない背中合わせの席であっても、客席の距離の確保やパーティション等の設置は必要です。
5	【基準7関係】 パーティション等について材質の指定などはありますか。	規定はありませんが、最低限、飛沫を拡散させないための強度や、付着した飛沫の定期的な清掃・消毒に耐えられる材質であることが必要です。
6	【基準7】 少人数の1家族を隣り合わせた2卓のテーブルに分けた場合、テーブル間にパーティションは不要ですか。	不要です。
7	【基準8関係】 真正面での着座はしてはいけませんか。	座席間隔を1m以上確保できれば真正面での着座は可能です。(パーティション不要) まったくの他人が、1m未満で真正面を着座する場合(相席する場合はパーティションが必要となります。 少人数の家族等であれば、距離等に関係なく真正面着での着座が可能です。
8	【基準8～9関係】 少人数の家族や日常的に接している少人数の知人グループ等、パーティション等の設置が必要ないグループの確認は、どのように行えばよいですか。	従業員による口頭での確認のほか、掲示物等によりパーティション等の設置が必要な場合を案内し、お客様からの申出によって確認することが考えられます。
9	【基準8～9関係】 少人数は何人ですか。また、どのように考えればよいですか。	少人数について、明確な人数は設定しておりません。人数は目安で、あくまでも日常的に接している家族や知人等のグループであることが必要です。
10	【基準8～9関係】 家族は、2世代、3世代でも大丈夫でしょうか。	あくまでも日常的に接する家族となります。同居していない場合や二世帯住宅など日常的に出会う機会が少ない場合は、家族でもしっかり感染防止に努める必要があります。
11	【基準7～9関係】 パーティション等は設置して遮蔽できるようにするとありますが、常設する必要がありますか。	パーティション等を常設する必要はありませんが、1m以上のテーブルや座席の間隔が確保できそうにない場合は、パーティション等の設置の準備をしてください。
12	【基準13関係】 店内BGMの音量について、基準はありますか。	音量に関する数値での基準はありませんが、大きな声を出さずに会話ができる音量としていただくことが必要です。 ライブハウスやカラオケ等の施設につきましては、それぞれの対策ガイドラインの対策内容も参考にしてください。
13	【基準24】 共通のタオルを使用しないとありますが、どこのタオルか明記されていません。おそらく、お手洗いだとは思いますが、店舗のキッチン等にあるタオル共有も含まれているのでしょうか？	来店者及び従業員問わずタオルの共通使用はしないでください。
14	【基準24関係】 ハンドドライヤーを使用することはできますか。	ハンドドライヤーの使用は可能です。ただし、 <u>外食業の事業継続のためのガイドライン</u> にありますように清掃を適時行い衛生管理を行うようしてください。
15	【基準26関係】 建築物衛生法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の対象施設とは何ですか。また、空気環境の調整に関する基準を満たしているかわかりません。どうすればよいですか。	面積が3,000平方メートル以上の商業施設や映画館等が該当します。例えば、商業モールのテナント店舗では、1店舗当たりの面積は小さくても、建築物全体として建築物衛生法の規制を受ける場合は、対象施設となります。建築物衛生法の規制を受けるか及び基準を満たしているかは、まず建築物全体の管理者等に確認してください。